

ケアプランカフェ・モア 世田谷瀬田 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社 more が開設するケアプランカフェ・モア 世田谷瀬田（以下「事業所」という。）が行う事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「介護支援専門員」という。）が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要支援、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および介護、その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の区市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な助言を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアプランカフェ・モア 世田谷瀬田
- 2 所在地 東京都世田谷区瀬田 2-5-8 ツノイハイム 301

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員（常勤1名）
管理者は、介護支援専門員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の介護支援専門員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員（常勤1名以上）
介護支援専門員は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く
- 2 営業時間 午前9時から午後6時

(事業の提供方法、内容)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとは、次のとおりとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内の相談室や利用者宅訪問での対面式及び電話相談での対応のいずれかを利用者が選択する。ただし、営業

時間外の相談については基本的に電話相談とするにおいて行う

2 課題分析の実施

- (1) 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下、「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接する。
- (2) 使用する課題分析表の種類は、厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式（全社協方式）とする。

3 居宅サービス計画・介護予防サービス計画原案の作成

- (1) 介護支援専門員は、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス・介護予防サービス（以下、「居宅サービス等」という。）の利用が行われるよう居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成する。
- (2) 介護支援専門員は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画等を作成する。
- (3) 介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。利用者及びその家族の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画等上に位置付けるよう努める。

4 サービス担当者会議等の実施

介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を指定居宅サービス等の担当者（以下、「担当者」という。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画等の原案の作成内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画等の説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画等の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 モニタリングの実施

- (1) 居宅介護支援（要介護者）に対するモニタリング
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の実施状況等の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、少なくとも月に1回、利用者とは面接する。
- (2) テレビ電話等を活用したモニタリング（1）の面接は、原則として利用者の居宅を訪問して行う。ただし、次のいずれにも該当し、少なくとも2か月に1回は訪問による面接を行う場合には、訪問を行わない月に限り、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。

- 1 テレビ電話装置等を用いることについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- 2 サービス担当者会議等において、次の事項について主治医および関係者の合意を得ていること。
 - (a) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (b) 利用者がテレビ電話装置等を用いて意思疎通を行うことができること。
 - (c) テレビ電話装置等では把握しきれない情報を、担当者から適切に提供される体制があること。

(3) 介護予防支援（要支援者）に対するモニタリング

介護予防支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況およびサービス利用状況の把握を目的として、関係者との連絡調整を継続的に行い、少なくとも3か月に1回、利用者とは面接してモニタリングを行う。必要に応じて居宅訪問による確認を行い、利用者の状態変化や課題の有無を適切に把握するものとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

瀬田、玉川、玉川台、上野毛、中町、用賀、桜新町、新町
野毛3丁目、等々力3丁目、8丁目、深沢5丁目、7丁目、8丁目、弦巻4丁目、
上用賀1丁目、3丁目、5丁目、岡本1丁目、2丁目、鎌田3丁目

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。
ただし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(契約書の作成)

第9条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

(業務継続計画 (BCP))

第10条 感染症や自然災害の発生時には通常のサービス提供が困難になることが予測されるため、感染症及び自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) を策定し、それに基づいた対応とする。また、年2回の委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備する。

(衛生管理及び介護支援専門員等の健康管理等)

第11条

- 1 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 介護支援専門員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

- 3 感染症等の予防及び蔓延の防止のために、感染症対策の担当者を選定し、感染症対策の指針を整備、年2回の感染症対策委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備する。

(事故処理)

第12条

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故が発生した際にその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (4) 前項（1）から（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 介護支援専門員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - 二 継続研修 年 2 回以上
 - 三 個別研修 年 12 回
- 2 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、介護支援専門員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するため就業規則等の定めを順守するものとする。
 - 6 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 more と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

ケアプランカフェ・モア 世田谷瀬田 利用料金表(別紙)

○介護保険給付による利用料

居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は以下のとおりです。

介護保険において「要介護1～5」に認定された方は、介護保険制度により利用料金全額が給付されます。利用者の負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、利用料のお支払いが必要です。

1. 基本料金

居宅介護支援費（I）

要介護度	基本単位(1月につき)
要介護1又は要介護2	1,086単位
要介護3、要介護4又は要介護5	1,411単位

2. 加算料金

以下加算項目は、要件を満たした場合に算定されます。

加算項目	加算単位(1月につき)
初回加算	300単位
入院時情報連携加算I	250単位
入院時情報連携加算II	200単位
退院・退所加算I イ	450単位
退院・退所加算I ロ	600単位
退院・退所加算II イ	600単位
退院・退所加算II ロ	750単位
退院・退所加算III	900単位
通院時情報連携加算	50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位
特定事業所加算I	519単位
特定事業所加算II	421単位
特定事業所加算III	323単位
特定事業所加算A	114単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位

3. その他

世田谷区は、地域区分1級地（1単位=11.40円）に該当します。

○交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費（実費）のお支払いが必要です。

ケアプランカフェ・モア 世田谷瀬田 利用料金表(別紙)

○介護保険給付による利用料

介護予防支援（指定介護予防支援事業所が行うケアマネジメント）の利用料金は以下のとおりです。介護保険において「要支援1、2」に認定された方は、介護保険制度により利用料金全額が給付され、利用者負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、利用料のお支払いが必要です。

1. 基本料金

介護予防支援費（Ⅱ）

要介護度	基本単位(1月につき)
要支援1、2	472単位

2. 加算料金（該当する場合に算定）

以下加算項目は、要件を満たした場合に算定されます。

加算項目	加算単位(1月につき)
初回加算	300単位

3. その他

世田谷区は、地域区分1級地（1単位=11.40円）に該当します。

○交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費(実費)のお支払いが必要です。